

平成29年

第2回東栄町議会臨時会

会議録

平成29年5月1日（月）

平成29年第2回東栄町議会臨時会 会議録

招集年月日 平成29年5月1日(月) 開会 午前10時00分
閉会 午後12時30分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (10名)

<u>1番 加藤 彰 男</u>	<u>2番 伊藤 紋 次</u>
<u>3番 柴田 吉 夫</u>	<u>4番 山本 典 式</u>
<u>5番 峯田 明</u>	<u>6番 森田 昭 夫</u>
<u>7番 村本 敏 美</u>	<u>8番 伊藤 久 代</u>
<u>9番 伊藤 芳 孝</u>	<u>10番 原田 安 生</u>

不応招議員 なし

出席議員	<u>1番 加藤 彰 男</u>	<u>2番 伊藤 紋 次</u>
	<u>3番 柴田 吉 夫</u>	<u>4番 山本 典 式</u>
	<u>5番 峯田 明</u>	<u>6番 森田 昭 夫</u>
	<u>7番 村本 敏 美</u>	<u>8番 伊藤 久 代 (午前10時03分入場)</u>
	<u>9番 伊藤 芳 孝</u>	<u>10番 原田 安 生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上 孝 治	副町長	伊藤 克 明
教育長	平松 伸 一	総務課長	長野 好 孝
税務会計課長	前地 忠 和	振興課長	伊藤 明 博
地域支援課長	加藤 文 一	住民福祉課長	原田 英 一
経済課長	金田 新 也	事業課長	伊藤 久 司
教育課長	内藤 敏 行		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗嶋 賢 司 書記 佐々木 豊

出席議員の報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第2号 東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第35号 東栄町環境事業推進協議会条例の一部改正について
- 日程第6 議案第36号 東栄町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
- 日程第7 議案第37号 東栄町産業経済活性化推進協議会設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第38号 東栄町水道水源保護条例の一部改正について
- 日程第9 議案第39号 平成29年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長の選挙
- 追加日程第4 議席の変更
- 日程第10 常任委員会委員の選任について
- 日程第11 議会運営委員会委員・議会報編集委員会委員の選任について
- 日程第12 選挙第1号 北設広域事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第5 東三河広域連合議会議員の選挙
- 日程第13 同意案第2号 東栄町固定資産評価員の選任について
- 日程第14 同意案第3号 監査委員の選任について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員数は9名でございます。遅参する議員は8番伊藤久代君であります。定足数に達していますので、ただ今から、『平成29年第2回東栄町議会臨時会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元にご配布申し上げてありでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により、2番伊藤紋次君、7番村本敏美君の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2、『会期の決定』についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日限りといたします。

----- 承認第1号 -----

議長（原田安生君）

日程第3、承認第1号『東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声）

総務課長。

総務課長（長野好孝君）

承認第1号。東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成29年5月1日提出。東栄町長村上孝治。

1枚はねてください。専決第1号。東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記理由により別紙のとおり専決するものとする。平成29年4月21日。東栄町長村上孝治。専決理由。新太和金トンネル開通に伴う路線の見直しにより、平成29年5月1日から運行距離が変更されるが、議会を招集するいとまがないため認めたものである。

次のページをお願いします。東栄町条例第11号。東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例（昭和63年東栄町条例第1号）の一部を次のように改正する。

1枚めくって新旧対照表をご覧ください。右側が改正前で、左側が改正後になります。豊根東栄線の運行距離を44.0kmから45.1kmにと、距離の改正になります。

専決処分理由は、新太和金トンネル開通により、旧太和金トンネル側にあります大沢停留所に一旦戻る形になりまして、そこから津川停留所に向かう運行経路となり、改正距離は700mであります。今回の改正は1,100mとなり、その差400mは東栄小学校建設に伴う小学校乗り入れによる距離改正分ではありますが、条例改正を行っていなかったため今回経過措置を設け適用することとするものです。

1枚戻ってください。附則。この条例は平成29年5月1日から施行する。経過措置。この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

以上であります。

議長（原田安生君）

承認第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で承認第1号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、承認第1号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号『東栄町町営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』の件は原案のとおり承認されました。

----- 承認第2号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第4、承認第2号『東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務会計課長」の声）

税務会計課長。

税務会計課長（前地忠和君）

承認第2号。東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成29年5月1日提出。東栄町長村上孝治。

1枚はねてください。専決第1号。東栄町町税条例の一部を改正する条例について。東栄町町税条例の一部を改正する条例を下記理由により別紙のとおり専決するものとする。平成29年3月31日。東栄町長村上孝治。専決理由。地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、東栄町町税条例を改正することとなりましたが、急を要するため議会を招集するいとまがないと認めたものである。

次のページをお願いいたします。東栄町条例第10号。東栄町町税条例の一部を改正する条例。東栄町町税条例（昭和35年東栄町条例第5号）の一部を次のように改正する。

それでは5枚はねてください。新旧対照表をご覧ください。所得割の課税標準、第32条から始まり、多くの条文の改正、追加、字句の改正がございますが、主な改正のみご説明させていただきます。新旧対照表全28ページ中、20ページをご覧ください。附則第16条には軽自動車税の税率の特例が記されており、第3項の字句の改正とともに、第5項、第6項、第7項が追加されています。第3項に書かれている内容は、平成28年度に新車登録をされた軽自動車のうち、一定の基準を満たしている車両は、平成29年度の軽自動車に限り減税される旨が記されており、追加される5項、6項、7項には、このグリーン化特例による減税を2年間延長し、平成29年度新車登録車両は平成30年度に限り、平成30年度新車登録車両は平成31年度限りの軽自動車税の減税を受けられるものであります。

22ページの16条の2には、当該軽車両が前条の減税を受けられる車両かどうかの判断を、国土交通大臣の認定等に基づいて判断することが記されています。次の2項につきましては、偽りや不正によって減税の対象者の認定を国土交通大臣に受け、その後国土交通大臣により認定を取り消されたことを納税された後で東栄町長が知り得た場合には、不足額を納付していただく。また、3項にはその納付額、不足額に100分の10を乗じた額とすること。4項にはその納期が記されています。この軽自動車税にかかる条文改正のほか、震災等による震災住宅用地に課税標準の特別措置が適用される等が含まれています。

附則第1条。この条例は平成29年4月1日から施行する。以上でございます。

議長（原田安生君）

承認第2号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で承認第2号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、承認第2号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(原田安生君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号『東栄町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて』の件は原案のとおり承認されました。

----- 議案第35号 -----

議長(原田安生君)

次に、日程第5、議案第35号『東栄町環境事業推進協議会条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、住民福祉課長」の声)

住民福祉課長。

住民福祉課長(原田英一君)

議案第35号。東栄町環境事業推進協議会条例の一部改正について。東栄町環境事業推進協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年5月1日提出。東栄町長村上孝治。東栄町環境事業推進協議会条例の一部を改正する条例。東栄町環境事業推進協議会条例(平成10年東栄町条例第14号)の一部を次のように改正する。

新旧対照表をご覧ください。3条全文改正の形をとっていますので、下線を全部引いてありますが、第1号の議会代表者を削除するものでございます。その他の変更はございません。

戻っていただきまして、附則この条例は、公布の日から施行する。提案理由。この案を提出するのは、協議会の委員の組織を見直しする必要があるからである。

議長(原田安生君)

議案第35号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

以上で議案第35号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(原田安生君)

討論なしと認めます。これより、議案第35号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号『東栄町環境事業推進協議会条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

議案第 36 号

議長 (原田安生君)

次に、日程第 6、議案第 36 号『東栄町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、住民福祉課長」の声)

住民福祉課長。

住民福祉課長 (原田英一君)

議案第 36 号。東栄町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について。東栄町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 5 月 1 日提出。東栄町長村上孝治。東栄町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例。東栄町予防接種健康被害調査委員会条例 (平成 5 年東栄町条例第 13 号) の一部を次のように改正する。

新旧対照表をご覧ください。まず第 1 点目としましては、定数を 5 人から 4 人に変更するものでございます。それから 3 条第 2 項は、愛知県設楽保健所長を愛知県新城保健所長に改めるものでございます。これは事前に改正されていなかったということで、今回改正をさせていただくということでございます。それから 3 号では 2 人を 1 人にするという改正でございます。

戻っていただきまして、附則。この条例は、公布の日から施行する。提案理由。この案を提出するのは、委員会の委員の組織を見直しする必要があるからである。

議長 (原田安生君)

議案第 36 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

以上で議案第 36 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

討論なしと認めます。これより、議案第 36 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本

案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (原田安生君)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号『東栄町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 37 号 -----

議長 (原田安生君)

次に、日程第 7、議案第 37 号『東栄町産業経済活性化推進協議会設置条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

(「議長、経済課長」の声)

経済課長。

経済課長 (金田新也君)

議案第 37 号。東栄町産業経済活性化推進協議会設置条例の一部改正について。東栄町産業経済活性化推進協議会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 5 月 1 日提出。東栄町長村上孝治。

改正の内容につきましては 1 ページはねていただいて新旧対照表をご覧くださいと思います。第 2 条につきましては、第 6 号で会議の協議内容を規定しているものでありますが、その中で個別に施設名を挙げていたものを産業経済関係施設の管理運営と包括的に規定したものであります。第 3 条は、委員の委嘱を規定するものでありますが、ここから町議会の議員を削除したものであります。

前のページにお戻りください。提案理由。この案を提出するのは、所掌事務と委員構成の見直しに伴い、管理運営する施設の変更及び協議会委員を変更する必要があるからである。附則。この条例は、公布の日から施行する。以上です。

議長 (原田安生君)

議案第 37 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「議長、1 番」の声あり)

1 番。

1 番 (加藤彰男君)

今の改正内容ですけれども、議員のところは当然議会からの要望も含めてということですが、2 条のところでも包括的に表現するということは、どのような変化、背景があるのでしょうか。

議長（原田安生君）

（「議長、経済課長」の声）

経済課長。

経済課長（金田新也君）

新旧対照表の内容を見ていただくとおわかりのように、実は今までの施設の新設あるいは改廃に伴っての改正がその都度なされていなかったような部分がありまして、また、昨年4月の機構改革によりまして観光の業務の部分が振興課へ移ったというような部分もございました。今後、施設の改廃・新設等もあるかと思いますが、その都度条例を改正する煩雑さを解消するためということと、諮問機関でありますので、施設名を一つずつ条例に挙げておくのではなくて、包括的な表現をすることによって、諮問に必要な応じた施設をその都度会議に諮るといった内容に改めたものでございます。

議長（原田安生君）

1番よろしいですか。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第37号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第37号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号『東栄町産業経済活性化推進協議会設置条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- **議案第38号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第8、議案第38号『東栄町水道水源保護条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声）

事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

議案第 38 条。東栄町水道水源保護条例の一部改正について。東栄町水道水源保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 29 年 5 月 1 日。東栄町長村上孝治。東栄町水道水源保護条例の一部を改正する条例。東栄町水道水源保護条例（平成 12 年東栄町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

1 枚はねていただきまして新旧対照表をご覧ください。第 5 条中の委員の委嘱の要件でありますが、東栄町議会議員の項目を削除するものでございます。

戻っていただきまして、附則。この条例は、公布の日から施行する。提案理由。この案を提出するのは、審議会の委員の組織を見直しする必要があるからである。

議長（原田安生君）

議案第 38 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で議案第 38 号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、議案第 38 号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号『東栄町水道水源保護条例の一部改正について』の件は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 39 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 9、議案第 39 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声）

副町長。

副町長（伊藤克明君）

予算書の1ページをご覧ください。議案第39号。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第1号）案を別紙のとおり提出するものとする。平成29年5月1日提出。東栄町長村上孝治。

1枚おめくりください。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第1号）。平成29年度東栄町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,136,370千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入。13款国庫支出金397千円。17款繰入金52,208千円。18款繰越金4,765千円。計57,370千円。歳入合計3,136,370千円。1枚おめくりください。歳出。2款総務費53,038千円。3款民生費675千円。5款農林水産業費49千円。7款土木費3,608千円。計57,370千円。歳出合計3,136,370千円。

それでは予算説明書により説明させていただきます。最初に今回の補正予算であります、新年度が始まって間もないわけですが、早急に対応させていただきたく先の4月25日の全員協議会で説明させていただいたとおり、本日補正をさせていただくものですのでよろしくお願い致します。歳出からお願いします。

6ページをお開きください。2款1項1目一般管理費の13節委託料。社会保障・税番号制度システム改修委託料は、昨年度整備したマイナンバー制度に伴う住民系システムについて、国のシステムとの連携テストを5月中に行う必要があるため、その経費を補正するものです。4目財産管理費の15節工事請負費、旧新城東高校本郷校舎管理棟解体工事は、役場庁舎として活用するという事で県から払い下げを受けた建物ですが、建築後44年が経過して建物内で雨漏りが数か所発生しており、特に東側では1階まで達しており、天井の崩落も発生していることと、庁舎として回収するには多額の費用がかかること、維持管理費及び防犯上の問題もあることから解体するものです。なお、工事を執行するにあたり児童にできるだけ影響を及ぼさないようにするために夏休み期間中の工事がベストであり、それに間に合わせるため今回補正をさせていただくものです。

7ページ。3款1項1目社会福祉総務費の8節報償費、地域包括ケア推進協議会委員謝礼は、地域包括ケアシステムの推進計画を策定するための協議会を5月に発足するための費用です。

8ページ。5款2項1目林業総務費の11節需用費の修繕料は、林業センターの屋根から雨漏りが発生しており、緊急に修繕する必要があることから補正するものです。

9ページ。7款2項3目道路新設改良費の13節委託料、町道測量設計業務委託料は、町道中在家河内線の入り口から60m程のところでは法面が崩落し、その上の蔵にまで影響を及ぼしていることから、早急に措置する必要があるため、その測量設計費用について補正するものです。歳出は以上でございます。

次に歳入の説明をさせていただきます。3ページをお開き下さい。13款2項1目1節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバー制度に係る住民系システムと国システムとのテストに係る国からの補助金で、費用の約2分の1となっておりますが、金額については国から示されたものであります。

4ページ。17款2項3目1節の財政調整基金繰入金は、本郷校舎解体工事に係る費用に充て

るものですが、平成 28 年度の決算の見込みがまだ立たないことから、一旦基金から繰り入れるものです。

5 ページ。18 款 1 項 1 目 1 節、前年度繰越金は、その他の費用の不足分を充てるものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

議案第 39 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いをいたします。質疑はございませんか。

（「議長、6 番」の声）

6 番。

6 番（森田昭夫君）

6 ページの財産管理費、工事請負費、旧高校の問題ですが、これは前回の全員協議会でもお話をいただきましたけども、改めてここでもう 1 度確認をしたいと思うんですが、この高校の用地をこの今の、いわゆる解体該当の土地から建物を購入する時の費用、建物はいくらで、土地はいくらなのか。今までいくらかけてきたのか、あの工事に。

それともう 1 つ、あの土地を購入するについて、現況が道路であったところがあったと思います。高校の用地でなくて、道路として使われていた部分も購入しとると思うんですが、その面積をまずご回答いただきたいと思います。

（「議長、総務課長」の声）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（長野好孝君）

まず、第 1 点目の土地・建物の購入費用ということですが、土地については 746 万 7,625 円。建物は 0 円です。

それから 2 点目の今までいくらかかったかということですが、平成 24 年度に武道場それから教室棟、プール、それから弓道場等を解体した費用が 6,182 万 4,000 円。それから平成 25 年度に体育館を解体しましたが、1,218 万円。合計 7,400 万 4 千円が解体費用としてかかっております。

それから 3 点目の現況が道路として使われていた面積ということですが、この土地につきましても、全体で 27,303.43 m²であります。そのうち、現況が道路だった学校用地につきましても、200.75 m²が含まれております。以上です。

（「議長」の声）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

はい、わかりました。そうすると建物が0だった。言ってみれば購入した時には、お金はかかっていない。ところがもう既に7,400万円もかけてある。しかも今回の予算の中で、5,000万円もかけるとなると、もう軽く1億を超すわけですね。結局、高い土地を買ってしまったということになっております。言ってみれば、今回解体するということは、先の計画がしっかり出来てなかった。例えば、あの建物高校の校舎を庁舎にするって言ったって、相当な費用がかかることは素人でもわかる判断の出来るものでありながら、あの建物をタダでいいからということで貰ってしまった。これは町政として、非常に大きな失敗ではなかったかなと思います。

今回これを解体するについては、まず住民の皆さんにこのことは大変大きな失敗であったということを説明する必要があると思いますが、そのこと、そういった気持ちがまず町にはあるかどうかということ。

それからもう1つ、このことを決めてきた。言ってみれば責任というのは、議会にもあると思います。今お聞きしましたが、200㎡の現況が道路であった。その道路を買っているわけですね。国道でも県道でも町道でも現況が道路のところは、町民の皆さまには全て無償で寄付採納のお願いをして、無償でいただいて登記をしているはずです。県の土地だからといって、この土地を現況が道路のところを買ってしまったと。これ大変大きな誤りであり間違いではないのかなと。またこのことが議会の中でも議論ができなかった、してなかったっていうのは、してあったかどうかとちょっとわかりませんが、このへんのことどうなってるのか良くわかりませんが、もししてないとしたら、大変大きな誤りではないのかなと思います。

したがって、これを決めてきた議会にも大きな責任があると思いますので、議長もこのことについて住民に対して私は謝るべきだとこんなふうに思いますが、議長はどんなふうにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

過去は今お話をしましたとおりでございますし、その経過についても今回壊す校舎につきましても、当初は庁舎に利活用したいという状況の中で基本設計を積んだ状況の中で12億を超えるような額になってしまったと。

この経過につきましては、逐次私になってからも説明をしてまいりました。そういう状況の中で庁舎問題については、やはり住民にも先送りをさせていただきたいという状況は議会の中でもご説明をさせていただきました。

そういった状況の中で、全員協議会の中でもお話をさせていただきましたが、ああいった状況の中で、そのまま残しておくということは今良いかどうかという状況もありますし、それから以前の県との協議の中で協定の中がありましたように、それもお話をさせていただいたと思いますが、用途の問題もございます。

これにつきましては、いずれにしても将来において不必要な施設になるという状況の中で、今回説明をさせていただいたとおり解体の予算を出させていただきましたので、そのへんのところはご理解いただきたいと思っております。

議長（原田安生君）

はい、それでは私の方からも質問を受けておりますので。

もちろん当時議会人として、これを取り扱いました。言う、議会に示されたものは校舎を含めたものが先ほどの金額で頂けるということで説明がございました。

その後、庁舎に改修するところだけ残して解体をしていったという時には、その時その時の説明を受けておりますので、あそこを体育館はかなり老朽化しておったということで解体をすると、これを承認をもらいたい。まあそういうことで、特にそれが町のためになるということを決断をしたと思えます。その当時の議員は。

まあこれ私個人の話になっちゃうので、申し訳ないんですが、そのへんで議会がどうのということと言われるかもしれませんが、これは今現在の状況の中で真摯に受け止め、今後どういうふうにしていくかということやはり考えなくてはならないところはあると思っております。

（「議長、6番」の声）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

<マイクが入っていないため、聞き取れる範囲での記録>

住民に対して謝ることに対して、町長も議長も答えはいただけていないわけですが、まず町長の話の中でも利活用するつもりでやっただけ、ものすごく金がかかる、あの建物は古くて、とても利活用できる状況でないというのは、ある意味私素人でもわかるような話ですよ。当時私も町長という現職でやっていましたが、概算設計をしなくてもめっちゃくちゃ金がかかるから無理だということ何度かお話をしたことがあります。

あえて、概算設計をせずに概算見積もりもせずにその土地を買ってしまった。買ってみたらやっぱり古かったから壊すと。これはあまりにも町政の___でまずいのではないのか。これは確かに現村上町政でやってきたことではありません。ありませんが、町政というのはあるいは議会で今引き継いでいるわけですよ。前任者がやったから知らないというわけにはいかない。

したがって、これはそういったきちんとした見積もりも取らずにただ使うんだと言ってやったらダメだと。これではやっぱり住民には説明がつかない、納得が出来ないんじゃないかと。やっぱりやってみたら失敗だと、申し訳なかったということは必要ではないかなと思います。

それともう1つ、現況は道路だったと。これを有償で買い取ったというのは、非常に大きな問題ではないかと思えます。住民に対してどういう説明をつけるんだと。だって本来なら皆さん無償で頂いているわけですよ。これはどう始末をつけるつもりだったのか。これからじゃあ、現況の道路を買い取るのかとか。このへんのいわゆる国道でも県道でも無償なんですよ。

これをどう始末をつけるのか、もう1度改めて考え方を伺いたいと思います。

議長（原田安生君）

今3回目ですので。

（「議長、副町長」の声）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

本郷校舎の土地としましては、全体先ほど申しましたように28,000㎡ほどの土地を全体として払い下げを受けるという中で協議をしてきたものであります。その中にやはりそういった土地も入ったかに思います。ですから、ここらへんのところはそういったもの含めての交渉だったと思っていますので、そういった点については、きちっともう一度見つめて整理をさせていただきたいなと思っております。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。以上で議案第39号の質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長、3番」の声）

議長（原田安生君）

はい、3番。反対ですね。

3番（柴田吉夫君）

はい。私はこの補正予算に反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。今回出た補正予算の総額は、5,737万円。うち5,220万8千円が解体の諸費用ということで、その財源については基金を取り崩して充てるというふうになっております。

今まで、縷々事情は先般の全員協議会の折にも町長自らこういうふうだという説明をいただきましたし、それから副町長あるいは担当課長からもいろいろとご意見はいただきました。

過去、あの土地を購入し東栄小学校が建設をされ、今子どもたちが新しい学び舎で初期の初等教育を受けておるということで、これについては全く私は異論を唱えるものではありません。

しかしながら今回の補正予算について、もう少し執行部の予定ですと本年度中に庁舎として使いますよというようなことの理由であれ置いてきたけれども、調査の結果とてもそれに対応出来る建物ではなくなってきたと。

それから先ほど副町長も説明の中で言われますように、中身を見れば早く解体をした方が良くということとは理解出来ないわけではありませんが、今この時に非常に東栄町の財政が苦しい

財政再建をしなければいけないと言いながらこういうものが補正で出てくるということについては、今一納得が出来ません。

したがって、壊すということについての議論は私は決してあれを残せということ言っておるわけではありませんが、財政的な状況の中でこれはやはりもう少し執行部が研究・議論を庁内で議論していただいて、しっかり壊した後の利用価値も含めて壊すんだったら壊すということが良いのではないのかなとこんなふうに思います。

非常に今苦しい状況の中で、財政全般を見直していくという状況にありますので、このことは補正予算で安易に出すのではなくて、もう少し町内議論を活発にさせていただいて計上するのであれば当初予算でしっかり計上されるように、ここで何でもかんでも壊さないとあれが崩れ落ちてしまうというような状況でもないこんなふうに思いますし、県当局に今年中に方向付けをするという結論を出さなければいけないということであればそのへんのところは、町内の財政状況あるいは今後の状況もしっかり議論をしていただき、その旨を県当局へも報告をしていただいて、きっちりスッキリした形で当初予算に出していただきたい。

他にいろいろあります。この間も大雨で崩落した町道の調査設計だとかあるいは他のシステム、いろいろな社会保障だとかそういうもののシステムの改良費も出ておりますが、それは高々4、500万のお金でございますので、どうしてもこれを補正で今回認めなければいけないということであれば、そのことは要するに町当局でしっかり議論をしていただいて町長専決ということでも300万や400万のことは専決でクリア出来るのではないかなとこんなふうに思います。

以上私の考え方を申し上げて反対討論といたします。

議長（原田安生君）

はい、次に賛成者の発言を求めます。

（「議長、1番」の声）

はい、1番。

1番（加藤彰男君）

今回の補正予算に賛成の立場で発言します。3点の点について、まず述べたいと思います。

1点は、改めて言うまでもなく現在の東栄町財政状況が厳しい。今回の補正予算、基金を繰入ながら編成するという状況は事実あります。

その一方で、先ほど条例等にも関わりますけど、町内の公共施設をどう管理していくか。145施設を今後の中で検討していく、これまさしく公共施設等総合管理計画をこれから20年かけて進めていく。この部分の進捗状況については、個々の施設の検討それから住民の皆さんの合意等が必要です。

こういう2点の状況を考えた時に、もう一方念願の東栄小学校開校した中でこの時間の経過の中で保護者の皆さんからより良い東栄小学校の環境を作ってほしい。子どもの安全のためにもよくやってほしい、進めてほしい、その1つの要望として旧本郷高校の管理棟の校舎の管理問題が上げられているわけです。事実PTA保護者の皆さんと町が懇談しながらその場においてもその対応を町に求めていると、こういう事実があります。

東栄町政は村上町政の下、定住・移住・人口増加ということ含めてですけどもやはり教育

の環境を充実させていくと、この点で今町政は進んでいます。

さらにこの点は、若い人たちがそれからこの東栄町に移住される若い世代の人たちにとっても、これ大変切実な重要な問題です。そういう教育の観点から言っても財政状況が厳しいですが、今回の補正予算でこの旧本郷高校管理棟解体は是非進めなくてははいけない。

ただ1点、質疑の中にありましたけども、6番議員から指摘があった政策過程ですね。それから事業過程。このことをさらに明らかにしていく、公開していく透明性を高めていく、この定義はありました。その点では、今後の町政の中では是非行政評価・事業評価を進めてくという点も踏まえながら今回の補正予算は、これは可決すべき、私は賛成の立場で賛成討論を終わります。以上です。

議長（原田安生君）

他に討論はございませんか。

（「議長、4番」の声）

4番、反対。

4番（山本典式君）

反対ですけれど、私今町のこうやって十分検討して提出されたということよくわかりました。私もちょっと迷いありますが、今こうやって複数の議員さんが再度研究し検討したうえで出せと。特に今3番の議員さん言われたやはり複数あるということは、もう1度町の方でも今やった問題について十分検討したうえでやはり望むなら全会一致でやると。

私も3番議員さん言われたように、反対ではありません。ただこうやって出た以上はやっぱしそこらへんをもうちょっと研究する必要があるんじゃないかなということ思っております。

特に3番議員さん言われたように、もう1度研究して当初予算にも、それからそういうものに回答した形の中で、取り壊しするならするということをやっぱしやった方が良くないんじゃないかと。そういう慎重な財政もありますし、慎重な方向付けが良いんじゃないかと。そのうえで私賛成したいということをおもいます。現時点ではそういうことで反対したいと思いません。

議長（原田安生君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長、7番」の声）

はい、7番。

7番（村本敏美君）

今補正予算に対し、賛成ということで討論させていただきます。まず1番が議員言われてましたように、財政厳しいのは私も重々承知しておりますけれども、保護者等からの要望、やっぱし今後東栄町の将来担う子供たちの学習環境を整えてあげるといのも町の仕事ではないかというふうなことで賛成をさせていただきます。

議長（原田安生君）

他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

はい、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 39 号の件を挙手により採決いたします。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

議長（原田安生君）

挙手多数です。よって、議案第 39 号『平成 29 年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）について』の件は原案のとおり可決されました。

それでは暫時休憩とさせていただきます。

< 暫時休憩 10 : 54 ~ 10 : 56 >

議長（原田安生君）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ここで議事進行を副議長と交代いたします。

< 議長自席へ、副議長議長席へ着席 >

----- 議長辞職の件 -----

副議長（伊藤芳孝君）

それでは議事を進めさせていただきます。議長の原田安生君から議長の「辞職願」が提出されております。お諮りいたします。『議長辞職の件』を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長（伊藤芳孝君）

異議なしと認めます。したがって『議長辞職の件』を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

< 追加日程表の配布 >

副議長（伊藤芳孝君）

追加日程第 1 『議長辞職の件』を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、原田安生君の退場を求めます。

< 10 番原田安生君退場 >

副議長（伊藤芳孝君）

事務局長に「辞職願」を朗読させます。

(「議長、事務局長」の声あり)

議会事務局長 (栗嶋賢司君)

「平成 29 年 5 月 1 日。東栄町議会副議長 伊藤芳孝殿。東栄町議会議長 原田安生。辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可される様願い出ます。」以上でございます。

副議長 (伊藤芳孝君)

お諮りいたします。原田安生君の「議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 (伊藤芳孝君)

異議なしと認めます。したがって、原田安生君の「議長の辞職」を許可することに決定しました。ここで、退席しております原田安生君の入場を許可します。

<10 番原田安生君入場>

副議長 (伊藤芳孝君)

議長を辞職されました原田安生君から挨拶をいただきたいと思ひます。

10 番 (原田安生君)

それでは失礼をいたします。2 年間、前半の議事・議会運営につきましては、本当に皆さんにご協力をいただきましていろいろな難題がございましたが、何とか前に進めることが出来たのではないかなと思ひております。

今後も早急にやらなきゃならないことがいろいろありますけども、是非皆さん協力して良い方向に向けるように頑張りたいと思ひます。2 年間大変お世話になりました。

----- 議長の選挙 -----

副議長 (伊藤芳孝君)

ただ今、議長が欠けました。お諮りいたします。『議長の選挙』を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長 (伊藤芳孝君)

異議なしと認め『議長の選挙』を日程に追加し、追加日程第 2 として、日程の順序を変更いたします。

<追加日程表の配布>

副議長（伊藤芳孝君）

ここで、暫時休憩といたします。恐れ入りますが、執行部の皆さんは一時退席をお願いいたします。再開の時刻は、後ほど事務局から連絡をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

< 暫時休憩 11 : 10 ~ 11 : 18 >

副議長（伊藤芳孝君）

休憩前に引き続き、本会議を再開します。直ちに追加日程第2『議長の選挙』を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認め、直ちに「議長の選挙」を行います。選挙は投票で行います。議場を閉鎖します。

< 議場閉鎖 >

副議長（伊藤芳孝君）

ただいまの出席議員は、10人です。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

< 投票用紙配布 >

副議長（伊藤芳孝君）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

< 投票箱点検 >

副議長（伊藤芳孝君）

異状なしと認め、ただ今から投票を行います。議席番号順に1番から順次投票願います。

< 投票 >

副議長（伊藤芳孝君）

投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終ります。議場の閉鎖を解きます。

< 議場閉鎖解除 >

副議長（伊藤芳孝君）

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番加藤彰男君、5番峯田明君の両名を指名します両議員は立会人の立ち会いをお願いします。

<開票>

副議長（伊藤芳孝君）

選挙の結果を報告します。投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、伊藤芳孝 6 票、原田安生君 4 票、以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、ただ今の選挙により、私、伊藤芳孝が当選しました。改めて、当選人の氏名、住所、生年月日を議会事務局長から報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

議会事務局長（栗嶋賢司君）

それでは報告いたします。議長。住所「東栄町大字本郷字□□□□」氏名「伊藤芳孝」生年月日「昭和 23 年 1 月 8 日」以上でございます。

副議長（伊藤芳孝君）

はい、それでは就任の挨拶をさせていただきます。

ただいまは、議長に選任をいただきましてありがとうございました。責務の重大さに身の引き締まる思いでございます。

本町の財政状況は一段と厳しさを増す中、重要な政策課題が山積しています。これらの多様化する課題や町民の皆さまのご要望にお応えするため、町民・行政・議会が密接に連携し協働することにより、更なる町政発展と開かれた議会、常に透明で信頼性の高い議会運営に全力を傾注する決意でございます。どうかよろしく願いをいたします。

----- 副議長の選挙 -----

議長（伊藤芳孝君）

ただ今、私が議長に就任し、副議長が欠けました。お諮りいたします。『副議長の選挙』を日程に追加し、追加日程第 3 として、日程の順序を変更したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

異議なしと認め『副議長の選挙』を日程に追加し、追加日程第 3 として、日程の順序を変更いたします。

<追加日程表の配布>

議長（伊藤芳孝君）

ここで、暫時休憩といたします。恐れ入りますが、執行部の皆さんは一時退席をお願いいたします。再開の時刻は、後ほど事務局から連絡をいたしますので、よろしく申し上げます。

< 暫時休憩 11 : 30 ~ 11 : 35 >

議長（伊藤芳孝君）

休憩前に引き続き、本会議を再開します。直ちに追加日程第3『副議長の選挙』を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

異議なしと認め、直ちに「副議長の選挙」を行います。選挙は投票で行います。議場を閉鎖します。

< 議場閉鎖 >

議長（伊藤芳孝君）

ただいまの出席議員は、10人です。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

< 投票用紙配布 >

議長（伊藤芳孝君）

投票用紙の配布漏れは、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

< 投票箱点検 >

議長（伊藤芳孝君）

異状なしと認め、ただ今から投票を行います。議席番号順に1番から順次投票願います。

< 投票 >

議長（伊藤芳孝君）

投票漏れは、ございませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終ります。議場の閉鎖を解きます。

< 議場閉鎖解除 >

議長（伊藤芳孝君）

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番加藤彰男君、5番峯田明君の両名を指名します。両議員は立会人の立ち会いをお願いいたします。

<開票>

議長（伊藤芳孝君）

選挙の結果を報告します。投票総数 10 票、有効投票 8 票。有効投票のうち、伊藤紋次君 5 票、村本敏美君 3 票、白票 2 票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、ただ今の選挙により、伊藤紋次君が当選されました。

ただ今、副議長に当選されました伊藤紋次君が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定による当選の告知をします。改めて、当選人の氏名、住所、生年月日を議会事務局長から報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、事務局長。

議会事務局長（栗嶋賢司君）

それでは、報告いたします。

副議長。住所「東栄町大字振草字□□□□」氏名「伊藤紋次」生年月日「昭和 23 年 12 月 15 日」以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

ただ今、副議長に当選されました伊藤紋次君から挨拶をいただきたいと思えます。伊藤紋次君。

副議長（伊藤紋次君）

皆さまのご同意によりまして、副議長の要職に就くことが出来たことは誠に身に余る光栄だと思っております。

議員経験豊かな議長の下でございますが、議長のバックアップは当然のこと、留守がちな議長職をフォローすることはもとより、議会改革・町財政の健全化の加速促進・東栄町議会定数条例の改正・町づくり基本条例の早期制定に向けて尽力したいと思っております。併せて議会の円滑な運営と町執行部との緩衝役も担いたいと思っております。格別のご支援とご協力誠にありがとうございました。よろしく願いいたします。

----- 議席の変更 -----

議長（伊藤芳孝君）

お諮りします。議長・副議長の選挙に伴い、会議規則第 3 条第 3 項の規定によって『議席の変更』を日程に追加し、追加日程第 4 として、日程の順序を変更し、直ちに行うことにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

異議なしと認めます。したがって『議席の変更』を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに行うことに決定しました。

<追加日程表の配布>

議長（伊藤芳孝君）

追加日程第4『議席の変更』を行います。お諮りいたします。議席の変更は、皆さまにご了解いただいていると思いますが、9番を副議長、10番を議長とし、1番から8番までを抽選により変更いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって議席の変更は、9番を副議長、10番を議長とし、1番から8番までを抽選により変更することに決しました。抽選の方法について事務局長に説明いたします。

（「議長、事務局長」の声あり）

事務局長。

議会事務局長（栗嶋賢司君）

抽選の方法について説明いたします。抽選棒により2回行います、1回目で「くじ」を引く順番を決めます。2回目は1回目で引いた「くじ」の順番に従って抽選を行い、引いた番号が議席番号ということで決定いたします。以上です

議長（伊藤芳孝君）

ただいま説明のあったとおり、まず「くじ」の順番を決める抽選を行います。議席番号1番から順次行っていただきます。

<予備抽選>

議長（伊藤芳孝君）

抽選の結果を事務局長より発表いたします。

議会事務局長（栗嶋賢司君）

それでは発表いたします。1番が加藤彰男議員、2番が柴田吉夫議員、3番が村本敏美議員、4番が原田安生議員、5番が森田昭夫議員、6番が山本典式議員、7番が伊藤久代議員、8番が峯田明議員、以上です。

議長（伊藤芳孝君）

ただいま発表の順番で本抽選を行います。

<本抽選>

議会事務局長（栗嶋賢司君）

それでは、本抽選が終わりましたので抽選の結果議席番号を発表いたします。1番伊藤久代議員、2番原田安生議員、3番村本敏美議員、4番森田昭夫議員、5番加藤彰男議員、6番山本典式議員、7番峯田明議員、8番柴田吉夫議員、9番は副議長の伊藤紋次議員、10番は議長の伊藤芳孝議員でございます。以上です。

議長（伊藤芳孝君）

ただ今、発表しましたとおり議席を変更します。変更された議席に着席を願います。

<席順変更>

議長（伊藤芳孝君）

ここで、暫時休憩とします。

<暫時休憩 11：35～12：00>

議長（伊藤芳孝君）

休憩前に引き続き、本会議を再開します。次に、日程第10、『常任委員会委員の選任について』を議題といたします。常任委員は、東栄町議会委員会条例第5条第1項において、議長が会議に諮って指名すると規定されています。議長において指名したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

異議なしと認め、議長において委員の指名を行います。「委員会所属一覧表」を配布します。

<委員会所属一覧表の配布>

議長（伊藤芳孝君）

常任委員会の所属は、お配りした一覧表のとおり指名いたしますので、よろしく願いいたします。

これより、常任委員会ごとに集まっていただき、正副委員長の選出をお願いしたいと思います。総務経済委員会は「議員控室」で、文教福祉委員会は「小会議室」でお願いいたします。正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。選出のため、暫時休憩とします。

<暫時休憩 12：03～12：30>

議長（伊藤芳孝君）

休憩前に引き続き、本会議を再開します。各委員会の委員長、副委員長を事務局長から発表させます。

議会事務局長（栗嶋賢司君）

それでは発表いたします。総務経済委員会、委員長・柴田吉夫議員、副委員長・山本典式議員。文教福祉委員会、委員長・加藤彰男議員、副委員長・伊藤久代議員。以上でございます。

総務経済委員会	文教福祉委員会
委員長 柴田吉夫	委員長 加藤彰男
副委員長 山本典式	副委員長 伊藤久代
委員 村本敏美	委員 原田安生
委員 森田昭夫	委員 峯田 明
委員 伊藤芳孝	委員 伊藤紋次

----- **議会運営委員会委員・議会報編集委員会委員の選任について** -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 11、『議会運営委員会委員・議会報編集委員会委員の選任について』を議題いたします。

各委員会委員の選任は、東栄町議会委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

異議なしと認め、議長において委員の指名を行います。「委員会所属一覧表」を配布します。
<委員会所属一覧表の配布>

議長（伊藤芳孝君）

議会運営委員会・議会報編集委員会の所属は、お配りした一覧表のとおり指名いたしますので、よろしく願いいたします。これより、常任委員会ごとに集まっていただき、正副委員長の選出をお願いしたいと思います。議会運営委員会は「議長室」で、議会報編集委員会は「議員控室」でお願いいたします。正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いいたします。選出のため、暫時休憩とします。

<暫時休憩>

議長（伊藤芳孝君）

休憩前に引き続き、本会議を再開します。各委員会の委員長、副委員長を事務局長から発表させます。

議会事務局長（栗嶋賢司君）

それでは発表いたします。議会運営委員会、委員長・柴田吉夫委員、副委員長・峯田明委員。
次に、議会報編集委員会、委員長・山本典式委員、副委員長・森田昭夫委員。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

以上のお通り、決定をいたしましたので、名簿に記入をお願いいたします。

議会運営委員会	
委員長	柴田吉夫
副委員長	峯田 明
委 員	伊藤久代
委 員	加藤彰男
委 員	山本典式

議会報編集委員会	
委員長	山本典式
副委員長	森田昭夫
委 員	伊藤久代
委 員	村本敏美

----- **東三河広域連合議会議員の選挙** -----

議長（伊藤芳孝君）

次に移ります。4月28日付けで東三河広域連合長から、東三河広域連合議会選出議員の辞職に伴う議員選出の依頼がありました。

よって、『東三河広域連合議会議員の選挙』を日程に追加し、追加日程として、日程の順序を変更いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認め、『東三河広域連合議会議員の選挙』を日程に追加し、追加日程として、日程の順序を変更いたします。

<追加日程表の配布>

議長（伊藤芳孝君）

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づく「指名推選」とし、私より指名したいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。それでは、東三河広域連合議会議員を指名いたします。東三河広域連合議会議員に、原田安生君と伊藤紋次君を指名いたします。ただいまの指名にご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤芳孝君)

ご異議なしと認めます。よって、東三河広域連合議会議員に、原田安生君と伊藤紋次君が当選いたしました。当選された原田安生君と伊藤紋次君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をします。改めて、当選人の氏名、住所、生年月日を議会事務局長から報告させます。

議会事務局長 (栗嶋賢司君)

東三河広域連合議会議員。住所「東栄町大字三輪字□□□□」、氏名「原田安生」、生年月日「昭和33年3月2日」。住所「東栄町大字振草字□□□□」、氏名「伊藤紋次」、生年月日「昭和23年12月15日」。以上でございます。

議長 (伊藤芳孝君)

当選されました原田安生君と伊藤紋次君からあいさつをいただきます。

2番 (原田安生君)

ただいま任命を受けました原田でございます。広域連合ということで、かなりいろいろな問題が山積しておるかと思えます。来年から介護保険が東三河一本になるということでございまして、いろいろなことが山積していると思えますが、頑張って努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

9番 (伊藤紋次君)

伊藤紋次でございます。東三河ということで、私の現職時代は東三河事務所、新城事務所、設楽事務所など馴染みのところでございますので、東三河が良い回転をするような広域連合にしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。よろしく願いいたします。

議長 (伊藤芳孝君)

以上で『東三河広域連合議会議員の選挙』の件は終了しました。

----- 選挙第1号 -----

議長 (伊藤芳孝君)

次に、日程第12、選挙第1号『北設広域事務組合議会議員の選挙について』の件を議題いたします。提案者の趣旨説明を求めます。

副町長（伊藤克明君）

選挙第1号。北設広域事務組合議会議員の選挙について。北設広域事務組合同規約第5条第3項の規定により、組合議員の選出を求める。平成29年5月1日提出。東栄町長村上孝治。

選任の理由でございますが、原田安生議員の組合議員辞職によるもので、期間は残任期間の平成29年5月1日から平成30年7月14日まででございます。

議長（伊藤芳孝君）

選挙第1号については、ただいま説明のあったとおりでございます。当組合の議員選出については、規約に基づいて選挙を行います。従来からの申し合わせで、議長に関係いたしますので、議事進行を副議長と交代させていただきます。

<議長自席へ戻る、副議長・議長席へ着席>

副議長（伊藤紋次君）

引き続き、日程第12、選挙第1号『北設広域事務組合議会議員の選挙について』の件を進めさせていただきます。

ここでお諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づく「指名推選」とし、私より指名したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（伊藤紋次君）

ご異議なしと認め、私より議長の伊藤芳孝君を指名いたします。ただいまの指名にご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（伊藤紋次君）

ご異議なしと認めます。よって、北設広域事務組合議会議員は、議長の伊藤芳孝君が当選いたしました。

当選された伊藤芳孝君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をします。改めて、当選人の氏名、住所、生年月日を議会事務局長から報告させます。

議会事務局長（栗嶋賢司君）

それでは発表します。北設広域事務組合議会議員。住所「東栄町大字本郷字□□□□」、氏名「伊藤芳孝」、生年月日「昭和23年1月8日」。以上でございます。

副議長（伊藤紋次君）

それでは、当選されました伊藤芳孝君からあいさつをいただきます。

10 番（伊藤芳孝君）

ただいまはご推薦をいただきありがとうございます。ごみ問題や情報通信など大変大事な事務組合だと思っています。議会を代表しまして一生懸命務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

副議長（伊藤紋次君）

以上で、選挙第 1 号が終結しましたので、議長を交代します。

<副議長・自席へ戻る、議長・議長席へ着席>

----- 同意案第 1 号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第 14、同意案第 2 号『東栄町固定資産評価員の選任について』の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

副町長（伊藤克明君）

同意案第 2 号。東栄町固定資産評価員の選任について。地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により固定資産評価員に、下記の者を選任したいので、議会の同意を求める。平成 29 年 5 月 1 日提出。東栄町長村上孝治。

住所、東栄町大字三輪字□□□□。氏名、前地忠和。生年月日、昭和 38 年 2 月 23 日。提案理由、前任の固定資産評価員より平成 29 年 5 月 31 日をもって辞任の申し出があったので、その後任評価員を選任するためであります。

議長（伊藤芳孝君）

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

以上で同意案第 2 号の質疑を打ち切ります。本件は人事案件でありますので、討論は省略したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第2号『東栄町固定資産評価員の選任について』の件は同意されました。

----- 同意案第2号 -----

議長（伊藤芳孝君）

次に、日程第15、同意案第3号『監査委員の選任について』の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

副町長（伊藤克明君）

同意案第3号。監査委員の選任について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、監査委員に下記の者を選任したいので議会の同意を求める。平成29年5月1日提出。東栄町長村上孝治。

選任の理由でございますが、伊藤久代議員の監査委員辞職に伴うもので、任期は平成29年5月1日から平成31年4月29日まででございます。議会の選出委員でありますので、議会で協議していただき、推薦をいただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

議長（伊藤芳孝君）

提出者の説明が終わりました。ここでお諮りします。町長から申し出の議会推選について、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

正副議長にご一任を頂くということで、ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認め、正副議長において決めさせていただきます。それでは監査委員の選考結果を事務局長から報告させます。

議会事務局長（栗嶋賢司君）

それでは監査委員の選考結果を発表します。住所「東栄町大字振草字□□□□」、氏名「加藤彰男」、生年月日「昭和32年1月3日」。以上でございます。

議長（伊藤芳孝君）

以上報告のとおり、議会推選としたいと思います。これより質疑に入りますが、地方自治法第117条の規定により、加藤彰男君の退場を求めます。

<加藤彰男君退場>

議長（伊藤芳孝君）

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

質疑を打ち切ります。本案は、人事案件でございますので討論は省略したいと思います、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。これより採決に入ります。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤芳孝君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第3号『監査委員の選任について』の件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。加藤彰男君の入場を許可します。

<加藤彰男君入場>

----- 閉 会 -----

議長（伊藤芳孝君）

以上で、本臨時会に上程されました案件は議了いたしました。

これをもちまして『平成29年第2回東栄町議会臨時会』を閉会いたします。